

## 職場における熱中症予防対策の徹底について（要請）

労働行政の運営につきましては、平素より格段の御理解、ご協力をいただき御礼申し上げます。

さて、平成 26 年は全国の職場における熱中症による死亡者数は 12 人（平成 25 年と比べ 18 人減）となり、滋賀県では、3 年ぶりに 1 名の死亡者が発生しました。

本年は、気象庁の暖候期予報（6～8月）によると、滋賀県を含む近畿圏では、気温が平年並みか平年より高くなる確率がやや高いと予想されています。

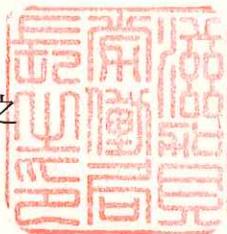
滋賀労働局では、「第 12 次労働災害防止推進計画」（平成 25 年度～29 年度）において熱中症による死亡者ゼロを目標に掲げており、各事業者が講すべき熱中症予防対策を定めた「職場における熱中症予防対策要綱」（別添）に基づく対策の徹底を図っているところです。

つきましては、会員企業等に対して、本要綱の周知を図っていただき、職場における熱中症の予防が徹底されるよう要請いたします。

一般社団法人滋賀ビルメンテナンス協会会長 殿

平成 27 年 6 月 18 日

滋賀労働局長 辻 知之





## 職場における熱中症予防対策要綱

事業者は、労働安全衛生規則などにおいて、水分・塩分の用意（義務）、休憩設備の設置（努力義務。著しく暑熱な場合は義務）、暑熱な屋内作業場での冷房・通風等による温湿度の調節（義務）、屋内作業場の溶融炉等からの輻射熱から労働者を保護する措置（義務）を講じることが求められている。

事業者は、こうした法令の遵守徹底を含め、次の具体的対策を講じ、労働者の熱中症の予防を図るものとする。

また、工事の発注者等は、受託者が次の対策を講じうるよう配慮するものとする。

- 1 事前にWBGT値（暑さ指数）の予測値・実況値や高温注意情報を確認すること。
  - (1) ウェブサイト「環境省熱中症予防情報サイト」(<http://www.wbgt.env.go.jp/>)によりWBGT値の予測値や実況値を確認すること、気象庁の高温注意情報を確認すること、専用機器を用いて測定することなどにより、WBGT値を把握すること。
- 2 1で把握したWBGT値と、身体作業強度や熱への順応状況等に応じたWBGT値の基準値（表1、表2）も踏まえ、WBGT値の低減を図ること。
  - (1) 高温多湿な作業場所では、適度な通風を確保したり、冷房設備を設けること。
  - (2) 屋外や熱源のある場所では、直射日光をさえぎる簡易な屋根などを設けること。
- 3 作業者が水分と塩分の補給できるようスポーツドリンクなどを用意すること。自覚症状に関わらず定期的に摂取させること。
- 4 休憩場所を整備すること。
  - (1) 高温多湿な作業場所の近隣に、冷房を備えたり、日陰などの涼しい休憩場所を設けること。
  - (2) 身体を適度に冷やすことができるおしぶり、シャワーなどを用意すること。
- 5 クールジャケットやクールヘルメットなどの透湿性・通気性のよいものを作業者に着用させること。
- 6 热への順化期間を設ける、作業時間を短縮する、長めの休憩を設ける、作業中の巡視を実施するなど、作業の管理を行うこと。特に、真夏の炎天下の時間帯など、WBGT値が基準を大幅に超える場合には、その時間帯の作業の中止を含めて見直しを行うこと。
- 7 健診で把握した熱中症発生に影響する疾患や、睡眠不足、体調不良、前日の飲酒、朝食を抜いていないか留意するなど、労働者の健康管理を十分に行うこと。
- 8 热中症の発症、予防、救急処置などの労働衛生教育を行うこと。
 

特に、救急処置に関しては、日頃から緊急時の病院等の連絡先を周知しておくこと。

表1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度（代謝率レベル）の例	WBGT基準値（℃）			
		熱に順化している人	熱に順化していない人		
0 安静	・安静	33	32		
1 低代謝率	・楽な座位 ・軽い手作業(書く、タイピング、描く、縫う、簿記) ・手及び腕の作業(小さいペンツール、点検、組立てや軽い材料の区分け) ・腕と脚の作業(普通の状態での乗り物の運転、足のスイッチやペダルの操作) ・立位 ・ドリル(小さい部分)      ・フライス盤(小さい部分) ・コイル巻き      ・小さい電気子巻き ・小さい力の道具の機械 ・ちょっとした歩き(速さ 3.5km/h)	30	29		
2 中程度代謝率	・継続した頭と腕の作業(くぎ打ち、盛土) ・腕と脚の作業(トラックのオフロード操縦、トラクター及び建設車両) ・腕と胴体の作業(空気ハンマーの作業、トラクター組立て、しつくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、草堀り、果物や野菜を摘む) ・軽量な荷車や手押し車を押したり引いたりする ・3.5~5.5 km/h の速さで歩く ・鍛造	28	26		
3 高代謝率	・強度の腕と胴体の作業 ・重い材料を運ぶ      ・シャベルを使う ・大ハンマー作業      ・のこぎりをひく ・硬い木にかんなをかけたりのみで彫る ・草刈り      ・掘る ・5.5~7 km/h の速さで歩く ・重い荷物の荷車や手押し車を押したり引いたりする ・鋸物を削る ・コンクリートブロックを積む。	気流を感じないとき 25	気流を感じるとき 26	気流を感じないとき 22	気流を感じるとき 23
4 極高代謝率	・最大速度の速さでとても激しい活動 ・おのを振るう ・激しくシャベルを使ったり掘ったりする ・階段を登る、走る、7 km/h より速く歩く	23	25	18	20

注 日本工業規格 Z 8504 (人間工学-WBGT(温球黒球温度)指数に基づく作業者の熱ストレスの評価—暑熱環境) 附属書 A 「WBGT 热ストレス指数の基準値表」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したもの。

注 热に順化していない人とは、「作業する前の週に毎日热にばく露されていなかった人」をいう。

表2 衣類の組合せによりWBGT値に加えるべき補正値

衣類の種類	作業服(長袖シャツとズボン)	布(織物)製つなぎ服	三層の布(織物)製つなぎ服	S M S ポリプロピレン製つなぎ服	ポリオレフィン布製つなぎ服	限定用途の蒸気不浸透性つなぎ服
WBGT値に加えるべき補正値(℃)	0	0	3	0.5	1	1.1

注 補正值は、一般にレベルAと呼ばれる完全な不浸透性防護服に使用しないでください。

注 重ね着の場合に、個々の補正值を加えて全体の補正值とすることはできません。

【参考 1】

### 滋賀県内の休業 4 日以上の熱中症発生状況

業種	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
製造業	4	0	0	0
鉱業	0	0	0	0
建設業	5	0	1	1
土木工事業	1	0	0	0
建築工事業	3	0	0	1 (1)
その他の建設業	1 (1)	1	1	0
運輸事業	1	1	0	0
林業	0	0	0	0
上記以外の事業	2	2	0	0
計	12 (1)	3	1	1 (1)

(注) ( ) 内は、死亡者数で内数

### 滋賀県における熱中症による労働災害発生状況の概要

平成 26 年

滋賀労働局

番号	発生月日	業種	年齢等	休業等日数	災害発生状況の概要
1	7月 26 日	その他 の建築 工事業	48 歳男 経験 1 年	死亡	工事現場の周辺で、清掃作業に従事していたところ、倒れているのを発見されたもの。

平成 25 年

滋賀労働局

番号	発生月日	業種	年齢等	休業等日数	災害発生状況の概要
1	8月 7 日	その他 の建築 工事業	31 歳男 経験 1 年	1 ヶ月	炎天下の建築工事現場にて、補助作業に従事していたところ、気分が悪くなり、倒れたもの。

平成 24 年

番号	発生月日	業種	年齢等	休業等日数	災害発生状況の概要
1	7月 18 日	その他 の接客 娯楽 業 (ゴルフ 場)	62 歳女 経験 21 年	10 日	ゴルフコース内の売店で商品を販売していたところ気分が悪くなり、病院で、熱中症と診断されたもの。外気温は 28 度前後であり、売店にはエアコンは設置されていなかった。
2	8月 17 日	その他 の接客 娯楽 業 (ゴルフ 場)	57 歳女 経験 9 年	1 週間	被災者は、キャディであり、午後のラウンドを終了して控え室に戻った際に、気分が悪くなり倒れたもの。
3	9月 14 日	貨物自動 車運送業	55 歳男 経験 2 ヶ月	9 日	被災者は、配送作業の運転手であり、客先での荷卸し (手卸し) 作業中、意識がもうろうとして、トラックの荷台上に倒れたもの。

## 【参考2】熱中症関連の主な法令条文

### 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）

#### （温湿度調節）

第六百六条 事業者は、暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場で、有害のおそれがあるものについては、冷房、暖房、通風等適当な温湿度調節の措置を講じなければならない。

#### （ふく射熱からの保護）

第六百八条 事業者は、屋内作業場に多量の熱を放散する溶融炉等があるときは、加熱された空気を直接屋外に排出し、又はその放射するふく射熱から労働者を保護する措置を講じなければならない。

#### （休憩設備）

第六百十三条 事業者は、労働者が有効に利用することができる休憩の設備を設けるように努めなければならない。

#### （有害作業場の休憩設備）

第六百十四条 事業者は、著しく暑熱、寒冷又は多湿の作業場、有害なガス、蒸気又は粉じんを発散する作業場その他有害な作業場においては、作業場外に休憩の設備を設けなければならない。ただし、坑内等特殊な作業場でこれによることができないやむを得ない事由があるときは、この限りでない。

#### （発汗作業に関する措置）

第六百十七条 事業者は、多量の発汗を伴う作業場においては、労働者に与えるために、塩及び飲料水を備えなければならない。

### 事務所衛生基準規則（昭和47年労働省令第43号）

#### （空気調和設備等による調整）

第五条（略）

3 事業者は、空気調和設備を設けている場合は、室の気温が十七度以上二十八度以下及び相対湿度が四十四パーセント以上七十パーセント以下になるように努めなければならない。